

(2) 調整指数

番号	条 件	調整指数
1	生活保護受給世帯	+8
2	両親ともに不存在（死亡・拘禁・行方不明等）の世帯	+8
3	生計中心者が失業し、就職内定又は求職のため外出が常態の世帯（ひとり親世帯は除く）	+3
4	新規入園希望のひとり親世帯	+2
5	申込児童又は同居の児童に障害がある場合（新規入園希望の申込児童に限る）※	+2
6	第一希望の認可保育園又は港区保育室等に兄弟姉妹（卒園・退園予定児を除く）が在籍している世帯（新規入園希望の申込児童で当該園の選考に限る）	+1
7	双子以上の申込みである世帯（新規入園希望の申込児童に限る）	+1
8	港区保育室又は地域型保育事業から、認可保育園または認定こども園への転園を希望する場合	-1
9	番号8以外の転園を希望する場合	-2
10	自宅での自営業で危険なものを扱う業種であり、子どもを見ながら就労している場合	+1
11	同一世帯内に保育の必要性の認定を受けていない児童がいる場合（同一世帯内に保育園の入園申込みをしていないものの、施設等利用給付認定（2号・3号）を受けている兄弟姉妹がいる場合は除く）（入所申込可能月齢に達しない子、介護・看護の対象児等は除く）	-1
12	就労しているが3か月以上の勤務実績が認められない者	-2
13	勤務実績と収入実績に整合性がない者	-3
14	自宅で、子どもを見ながら就労している世帯	-3
15	自宅又は被介護者の自宅で要介護3～5、身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度の親族を介護・看護している世帯	+3
16	父母ともに大使館関係職員等で就労の資格を有する査証・資格外活動許可書のない世帯	-3
17	父母を除く同居の親族に保育に当たれる人がいる世帯	-3
18	港区に勤務地のみがあり、管外受託となる世帯	-9
19	正当な理由なく保育料等を納期限から3か月以上滞納している世帯（卒園者を含む）	-20
20	保育施設に保育士及び看護師の有資格者として就労内定（1年以上勤務が決定していること）している者	+6

《注意事項》

- ① 番号5は、障害のある同居児童が18歳に達する日以降、最初の3月31日まで適用します。
- ② 番号6は、既に在園している兄弟姉妹が転園を申請している場合、新規申請児童の第一希望園が転園申請児童の現在園もしくは第一希望園と同園の場合のみ、当該園の選考に限り適用します。
- ③ 番号8、9は、同一世帯の児童が異なる園に通園しており、兄弟姉妹が在園している園に転園を希望する場合は適用しません。また、居宅訪問型保育の転園の場合、卒園による転園の場合は適用しません。
- ④ 番号12は、退職した就労先の離職票等を提出し、同程度の勤務条件で1か月以内の就労継続が証明された場合は適用しません。
- ⑤ 番号12、13は、父母それぞれに適用します。
- ⑥ 番号12、19は内定発表日の属する月の1日で判断します。
- ⑦ 番号14は、申請児童を保育しながらの居宅での就労時間と、その他の就労時間（居宅外での就労時間、他の人が保育している間の就労時間など）のうち、前者が多い場合に適用します。ただし、会社の制度を利用して在宅勤務している場合は、その他の就労時間扱いとなり、適用しません。
- ⑧ 番号15は、「保育が必要な事由」が介護・看護の者に適用します。